

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課</p>	<p>「大阪製ブランドプロモーション等業務委託契約」(3,311,800円)において、業務委託仕様書第7号で定める「毎月の実施状況報告」を書面により受理していない月があった。</p>	<p>今後は業務委託仕様書で定める必要事項について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪製ブランドプロモーション等業務委託仕様書】 7 委託事業の実施状況の報告 受託者は、契約受託後、毎月、委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告するものとする。</p> </div>	<p>監査結果を課員に周知し、契約に基づく手続の徹底について注意喚起した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月22日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	年度当初に行った検査員の指定手続の決裁において、補職名しか記載されていないため、職員（氏名）が指定されないまま検査を行っていた。	<p>今後は契約の履行確認や検査のルール等について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （検査） 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこられの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> </div>	今回の検出事項について、速やかに、補職名と氏名を明記の上、検査員を指定するとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月22日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	<p>「高齢日雇労働者就労自立支援事業」(246,440,662円)において、契約書(別記)特記仕様書「Ⅱ個人情報取扱特記事項」第3で定める「個人情報の取り扱いに係る作業責任者届」を受理していなかった。</p>	<p>今後は特記仕様書で定める必要事項について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府個人情報保護条例】 (委託に伴う措置等)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>【個人情報取扱事務委託基準】</p> <p>3 委託に当たっての留意事項</p> <p>(1) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする。</p> <p>(2) 契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項(例)」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項(以下「個人情報取扱特記事項」という。)を定めること。</p> <p>【契約書(別記)特記仕様書「Ⅱ個人情報取扱特記事項」】 (作業責任者等の届出)</p> <p>第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。</p> </div>	<p>今回の監査において指摘のあった、特記仕様書で定める必要提出書類(「個人情報の取り扱いに係る作業責任者届」)の未受理について、速やかに受理するとともに、今後、適正な事務処理を行うため、契約に基づく手続について確認するよう、室内で周知徹底を図った。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月22日から同年7月15日まで)

物品貸付手続の不備

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容																																																
住宅まちづくり部 建築振興課	<p>建設業許可・宅地建物取引業申請受付等業務を事業者へ委託するに当たり、業務において使用する物品について、事業者と貸付契約を締結している。</p> <p>貸付料は、耐用年数に応じて算出する必要があるが、誤った耐用年数を適用したため、徴収する貸付料が過少となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 558 1730 926"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">受入金額</th> <th rowspan="2">受入年月日</th> <th colspan="2">誤</th> <th colspan="2">正</th> <th rowspan="2">差引</th> </tr> <tr> <th>耐用年数</th> <th>貸付料</th> <th>耐用年数</th> <th>貸付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>椅子類</td> <td>114,450円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>5年</td> <td>1,144円</td> <td>15年</td> <td>4,047円</td> <td rowspan="5">▲7,588円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>64,036円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>8年</td> <td>1,152円</td> <td>15年</td> <td>2,264円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>22,890円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>5年</td> <td>228円</td> <td>15年</td> <td>809円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>22,890円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>5年</td> <td>228円</td> <td>15年</td> <td>809円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>153,300円</td> <td>平成16年1月22日</td> <td>8年</td> <td>1,532円</td> <td>15年</td> <td>3,943円</td> </tr> </tbody> </table>							品名	受入金額	受入年月日	誤		正		差引	耐用年数	貸付料	耐用年数	貸付料	椅子類	114,450円	平成18年2月8日	5年	1,144円	15年	4,047円	▲7,588円	椅子類	64,036円	平成18年2月8日	8年	1,152円	15年	2,264円	椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円	椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円	椅子類	153,300円	平成16年1月22日	8年	1,532円	15年	3,943円	<p>過年度分においても同様の誤りがなかったか確認を行い、是正措置に努めるとともに、今後は物品貸付手続に留意し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の貸付け及び交換) 第85条 物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第85条関係 2 物品を貸し付ける場合の貸付料は、物品調達システム取扱要領別表「重要物品の耐用年数表」の耐用年数に応じた「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の別表第7及び第8に定める定率法により算出して得た減価償却額とする。ただし、非償却資産については、知事が適当と認める方法により算出して得た額とする。</p>	<p>物品貸付料の算定に当たっては、算定基礎となる物品の耐用年数の適用を誤り、平成24年度以降、過少な貸付額を決定し、過少な金額を徴収していたことを確認した。</p> <p>貸付料の算定の誤りによる徴収不足については、民法の「信義誠実の原則」により不足分の徴収は行わないこととした。</p> <p>今後は、起案者のみならず関係者・決裁者を含め物品貸付料算定事務のルールについて理解を深め、物品貸付料を適正に算定し、規定どおりの貸付料を徴収する。</p>
品名	受入金額	受入年月日	誤		正		差引																																																		
			耐用年数	貸付料	耐用年数	貸付料																																																			
椅子類	114,450円	平成18年2月8日	5年	1,144円	15年	4,047円	▲7,588円																																																		
椅子類	64,036円	平成18年2月8日	8年	1,152円	15年	2,264円																																																			
椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円																																																			
椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円																																																			
椅子類	153,300円	平成16年1月22日	8年	1,532円	15年	3,943円																																																			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月13日から同年7月12日まで)

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
福祉部 障害福祉室 自立支援課	<p>複数年度の指定管理業務について、平成27年度の金額に変更が生じたにもかかわらず、平成28年度に入って変更契約の締結が行われていた。</p> <p>「大阪府立障害者交流促進センター管理運営業務並びに使用料徴収事務及び既納使用料の還付に関する委託」 (指定管理期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日まで)</p> <table border="1" data-bbox="528 659 1561 905"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="528 659 1561 709">平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 709 908 779">契約金額</td> <td data-bbox="908 709 1261 779">変更前</td> <td data-bbox="1261 709 1561 779">変更後</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="908 779 1261 842">220,735,000円</td> <td data-bbox="1261 779 1561 842">219,896,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 842 908 905">変更契約締結日</td> <td colspan="2" data-bbox="908 842 1561 905">平成28年4月1日</td> </tr> </table>	平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）			契約金額	変更前	変更後		220,735,000円	219,896,000円	変更契約締結日	平成28年4月1日		<p>起案者のみならず、決裁関係者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図り、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>契約事務のルールについて周知徹底を図るため、課内職員に変更契約事務に係る注意喚起の文書を配布した。今後、適正な事務処理に努める。</p>
平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）															
契約金額	変更前	変更後													
	220,735,000円	219,896,000円													
変更契約締結日	平成28年4月1日														

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
福祉部 障害福祉室 生活基盤推進課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>1 平成27年度「障害者総合支援法指定事業所管理システムLGWAN—ASPサービス利用委託契約」の締結及びこれに伴う経費の支出について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>(2) 契約日：平成27年4月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成27年4月16日 決裁日：平成27年4月16日</p> <p>(4) 支出負担行為額：1,023,840円</p> <p>2 障がい児施設指定管理システムシステムサポート業務委託の締結について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>(2) 契約日：平成27年4月1日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成27年5月15日 決裁日：平成27年5月19日</p> <p>(4) 支出負担行為額：183,600円</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>契約事務のルールについて周知徹底を図るため、本件監査結果、大阪府財務規則の根拠条文及び注意事項を記載した注意喚起の文書を作成し、グループ会議において配布した。併せて、当該文書を契約締結起案ファイルに綴り、次年度以降の適切な事務処理のための注意喚起を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則に基づき適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課	<p>経費支出の変更伺（支出負担行為）の決裁が、変更契約締結の後に行われていた。</p> <p>1 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書（北摂地区）の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月9日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年5月8日 決裁日：平成27年7月6日</p> <p>(4) 増額変更額：147,120,000円</p> <p>2 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕業務（堺市南区地区）の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月9日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年5月8日 決裁日：平成27年7月6日</p> <p>(4) 増額変更額：124,484,000円</p> <p>3 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書（泉州地区）の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月9日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年5月8日 決裁日：平成27年7月6日</p> <p>(4) 増額変更額：113,740,000円</p> <p>4 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書（中・南河内地区）の変更契約及びこれに伴う経費の支出について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月10日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年4月10日 決裁日：平成27年6月15日</p> <p>(4) 増額変更額：81,636,000円</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引き】 第4章 支出 第2節 支出負担行為</p> <p>1 支出負担行為の意義 支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいいます。 支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の経理上の時点を定めたものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければなりません。（地方自治法第232条の3、財務規則第39条）なお、支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければなりません。</p>	<p>本件については、平成28年度当初に経費支出の変更伺（支出負担行為）の決裁が変更契約締結の後にならないよう周知するとともに、平成28年8月3日に実施した室内の会計事務研修等を通じ、今回の監査結果とともに財務会計事務のルール等を周知徹底した。</p> <p>今後とも、業務委託等契約事務の実施に当たっては、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

	<p>5 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書（堺市（南区を除く）地区）の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月10日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年5月27日 決裁日：平成27年7月6日</p> <p>(4) 増額変更額：102,170,000円</p> <p>6 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書（枚方市・大東市・四條畷市・交野市地区）の変更契約及びこれに伴う経費支出の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月10日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年5月27日 決裁日：平成27年6月15日</p> <p>(4) 増額変更額：74,800,000円</p> <p>7 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務契約書（守口市・寝屋川市・門真市地区）の変更契約及びこれに伴う経費の支出について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月10日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年6月2日 決裁日：平成27年6月15日</p> <p>(4) 増額変更額：92,988,000円</p> <p>8 大阪府営住宅の駐車場の維持修繕等業務委託契約（東大阪地区）に係る変更契約の締結及びこれに伴う経費支出の変更について</p> <p>(1) 契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>(2) 変更契約日：平成27年4月10日</p> <p>(3) 経費支出変更伺の起案日：平成27年6月10日 決裁日：平成27年6月15日</p> <p>(4) 増額変更額：38,998,000円</p>		
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同年7月12日まで）

契約保証金免除に関する手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>政策企画部 危機管理室 災害対策課</p>	<p>大阪府防災行政無線設備通信ケーブル移設工事の工事請負契約締結（工事請負額18,900,000円）に当たり、契約保証金を免除する根拠となる条文について大阪府財務規則（以下「財務規則」という。）第68条第3号とすべきところ、財務規則第68条第6号としていた。</p> <p>また、受注者の過去の同種同規模の契約履行状況について、府電子調達システムによる発注工事実績情報照会による確認のみで、受注者から書類等を徴することなく契約保証金の免除を決定していた。</p>	<p>契約保証金免除の決定に当たっては、財務規則の適用条文に誤りがないか確認するとともに、財務規則第68条第3号を適用する際には、受注者から契約保証金免除申請書や過去の同種同規模の契約書の写し等を徴取するなど、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 第68条 第3号 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>第6号 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第68条関係 2 規則第68条第6号に該当するものとしては、おおむね次の場合であるが、契約保証金は、契約の相手方の債務不履行等により府が受ける損害をてん補するためのものであるから、免除することが妥当であるかどうか慎重に判断しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約金額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (2) 国、他の地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (3) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結するとき。 (4) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (5) 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (6) 第78条関係第3項に規定する公開見積合せの結果に基づき、物品の購入の契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 	<p>本件監査結果を、グループ長会議において共有し、財務規則の適用条文の確認、契約保証金免除を決定する際の根拠書類の添付の徹底、グループ員への周知など、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は適正な契約事務の執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月14日まで）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
<p>政策企画部 危機管理室</p>	<p>平成27年度の「遅参・早退・未入力リスト」により確認したところ、平成27年4月から平成28年3月までの間に、出勤又は退勤の記録が行われていない事案が100件あることが判明した。</p> <table border="1" data-bbox="460 558 1347 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="3">内 訳</th> </tr> <tr> <th>防災当直 関連</th> <th>出退勤打刻 忘れ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災企画課</td> <td>69件</td> <td>31件</td> <td>36件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>災害対策課</td> <td>26件</td> <td>17件</td> <td>3件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>消防保安課</td> <td>5件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100件</td> <td>48件</td> <td>40件</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table>		件数	内 訳			防災当直 関連	出退勤打刻 忘れ	その他	防災企画課	69件	31件	36件	2件	災害対策課	26件	17件	3件	6件	消防保安課	5件	0件	1件	4件	計	100件	48件	40件	12件	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務の取扱いや、職員の出張等に関する事務の取扱いなどサービス管理について遵守することを徹底されたい。</p> <p>特に危機管理室においては、毎日当直勤務を行っている所属であることから、速やかに再発防止のための対応策を講じられたい。</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、サービス第6章他】 職員の出退勤記録は、職員本人がシステムとオンライン接続されたオンラインタイムレコーダー（OTR）のIDカードリーダー部に職員証（IDカード）をタッチする方法により出勤又は退勤の記録を行うか、システムとオンライン接続されたパソコンから出勤又は退勤の記録を行う。 出退勤の記録がない場合は「遅参・早退・未入力リスト」に掲示されるとともに、職員本人及び直接監督責任者の総務システムトップページにお知らせ表示される。 直接監督責任者は、「遅参・早退・未入力リスト」を確認し、必要な出勤簿修正を行う。</p> <p>【人事給与（知事部局）FAQ】 Q 危機管理当直となった場合の退勤及び出勤記録の取扱いはどうなるのでしょうか。 A 大手前庁舎の場合 同一勤務公署における継続勤務とみなすため、退勤及び出勤記録を行わないでください。 なお、システム上「未入力」となりますので、グループ長等が「出勤簿修正」画面の1日目の「早退等」欄及び2日目「遅参等」欄に「宿直」を入力してください。</p>	<p>本件監査結果をグループ長会議において共有し、「遅参・早退・未入力リスト」によるチェックの徹底、「職員の出張等に関する事務の取扱い」のグループ員への周知など、適切なサービス管理について注意喚起を行った。</p> <p>また、防災企画課（総務・企画グループ）においても、当直勤務表や「遅参・早退・未入力リスト」により、危機管理室全体のチェックを日々行い、再発防止に努める。</p>
	件数			内 訳																											
		防災当直 関連	出退勤打刻 忘れ	その他																											
防災企画課	69件	31件	36件	2件																											
災害対策課	26件	17件	3件	6件																											
消防保安課	5件	0件	1件	4件																											
計	100件	48件	40件	12件																											

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月14日まで）

時間外勤務実績簿への登録・承認漏れ

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
政策企画部 政策企画総務課 秘書課 企画室	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が時間外勤務を行ったにもかかわらず、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計21件あった。</p> <table border="1" data-bbox="528 569 1525 747"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策企画総務課</td> <td>2名</td> <td>2件</td> <td>平成28年3月</td> </tr> <tr> <td>秘書課</td> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成27年7月</td> </tr> <tr> <td>企画室</td> <td>9名</td> <td>18件</td> <td>平成27年10月から平成28年1月まで</td> </tr> </tbody> </table>	所属名	人数	延べ件数	事実発生時期	政策企画総務課	2名	2件	平成28年3月	秘書課	1名	1件	平成27年7月	企画室	9名	18件	平成27年10月から平成28年1月まで	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務実績の登録・承認漏れについては、速やかに確認し、時間外勤務実績の登録・承認後に追給処理を行った。</p> <p>今後、時間外勤務に係る事務については、職員に対し、速やかな入力を行うよう毎月周知するとともに、直接監督責任者においても承認等の確認を徹底するなど、適切な事務処理に努める。</p>
所属名	人数	延べ件数	事実発生時期																
政策企画総務課	2名	2件	平成28年3月																
秘書課	1名	1件	平成27年7月																
企画室	9名	18件	平成27年10月から平成28年1月まで																

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月14日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																												
商工労働部 成長産業振興室 新エネルギー 産業課	<p>旧大阪府森之宮天然ガス充填スタンド他1棟撤去工事において、撤去した財産（工作物）について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <p>工期 平成27年7月31日～平成28年1月29日 完了日 平成28年1月29日</p> <table border="1" data-bbox="513 598 1576 1507"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>財産名称 (工作物の名称)</th> <th>数量</th> <th>取得金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貯槽</td><td>貯水槽</td><td>1</td><td>1,800,000</td></tr> <tr><td>変電装置</td><td>キュービクル</td><td>1</td><td>2,500,000</td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>ガス圧縮機ユニット</td><td>1</td><td>29,200,000</td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>蓄ガス器ユニット</td><td>1</td><td>15,300,000</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>キャノピー</td><td>1</td><td>2,600,000</td></tr> <tr><td>水道</td><td>屋外給水設備</td><td>1</td><td>2,548,620</td></tr> <tr><td>下水</td><td>屋外排水設備</td><td>1</td><td>7,195,230</td></tr> <tr><td>電信電話電力線路</td><td>屋外電気設備</td><td>1</td><td>4,665,562</td></tr> <tr><td>照明装置</td><td>屋外灯</td><td>1</td><td>584,000</td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>屋外ガス設備</td><td>1</td><td>885,129</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>大型車庫</td><td>1</td><td>3,126,000</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>点字ブロック</td><td>1</td><td>154,637</td></tr> <tr><td>囲障</td><td>目隠しフェンスA</td><td>1</td><td>365,442</td></tr> <tr><td>囲障</td><td>メッシュフェンスA</td><td>1</td><td>298,851</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>渡り廊下</td><td>1</td><td>1,647,332</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>サイクルラック</td><td>1</td><td>647,882</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>屋外掲示板</td><td>1</td><td>787,139</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>事故件数表示板</td><td>1</td><td>787,139</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>カーブミラー</td><td>1</td><td>138,456</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>コンクリート舗装路面</td><td>1</td><td>368,593</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>アスファルト舗装路面</td><td>1</td><td>2,098,876</td></tr> <tr> <td>計21</td> <td>77,698,888</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額 (円)	貯槽	貯水槽	1	1,800,000	変電装置	キュービクル	1	2,500,000	ガス設備	ガス圧縮機ユニット	1	29,200,000	ガス設備	蓄ガス器ユニット	1	15,300,000	雑工作物	キャノピー	1	2,600,000	水道	屋外給水設備	1	2,548,620	下水	屋外排水設備	1	7,195,230	電信電話電力線路	屋外電気設備	1	4,665,562	照明装置	屋外灯	1	584,000	ガス設備	屋外ガス設備	1	885,129	雑工作物	大型車庫	1	3,126,000	雑工作物	点字ブロック	1	154,637	囲障	目隠しフェンスA	1	365,442	囲障	メッシュフェンスA	1	298,851	雑工作物	渡り廊下	1	1,647,332	雑工作物	サイクルラック	1	647,882	雑工作物	屋外掲示板	1	787,139	雑工作物	事故件数表示板	1	787,139	雑工作物	カーブミラー	1	138,456	雑工作物	コンクリート舗装路面	1	368,593	雑工作物	アスファルト舗装路面	1	2,098,876	計21	77,698,888			<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、速やかに公有財産台帳から除却処理を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳等管理システムにおいて、除却処理を行った。</p> <p>また、公有財産台帳の処理漏れを防止するため、公有地の残存施設を撤去した場合の除却処理について課内で周知を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額 (円)																																																																																												
貯槽	貯水槽	1	1,800,000																																																																																												
変電装置	キュービクル	1	2,500,000																																																																																												
ガス設備	ガス圧縮機ユニット	1	29,200,000																																																																																												
ガス設備	蓄ガス器ユニット	1	15,300,000																																																																																												
雑工作物	キャノピー	1	2,600,000																																																																																												
水道	屋外給水設備	1	2,548,620																																																																																												
下水	屋外排水設備	1	7,195,230																																																																																												
電信電話電力線路	屋外電気設備	1	4,665,562																																																																																												
照明装置	屋外灯	1	584,000																																																																																												
ガス設備	屋外ガス設備	1	885,129																																																																																												
雑工作物	大型車庫	1	3,126,000																																																																																												
雑工作物	点字ブロック	1	154,637																																																																																												
囲障	目隠しフェンスA	1	365,442																																																																																												
囲障	メッシュフェンスA	1	298,851																																																																																												
雑工作物	渡り廊下	1	1,647,332																																																																																												
雑工作物	サイクルラック	1	647,882																																																																																												
雑工作物	屋外掲示板	1	787,139																																																																																												
雑工作物	事故件数表示板	1	787,139																																																																																												
雑工作物	カーブミラー	1	138,456																																																																																												
雑工作物	コンクリート舗装路面	1	368,593																																																																																												
雑工作物	アスファルト舗装路面	1	2,098,876																																																																																												
計21	77,698,888																																																																																														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局監査:平成28年6月22日から同年7月15日まで)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	1 行政財産の使用許可等について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産） 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>（使用許可又は貸付状況） 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳の更新登録及び修正を行った。</p> <p>今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。</p>
	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間		
	建物	184.85	大阪府立労働センター 事務室・資料室	1,971,270	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	34.20	大阪府立労働センター 事務室・資料室	395,490	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	36.00	大阪府立労働センター 書庫	416,340	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	181.97	大阪府立労働センター 事務室	1,940,610	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	177.20	大阪府立労働センター 事務室	1,889,790	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	42.00	大阪府立労働センター 事務室	447,930	H28.4.1 ～H29.3.31		
	土地	6.84	大阪府立労働センター 現金自動設備装置	106,000	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	15.75	大阪府立労働センター ESCO機器設置	91,150	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	16.86	大阪府立労働センター 携帯電話閉空間 ブースター基地局設置	195,040	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	1,015.97	大阪府立労働センター 大阪府労働委員会 事務局 執務室ほか	免除 (使用承認)	H28.4.1 ～H29.3.31		
建物	55.86	大阪府立労働センター 喫茶室	2,138,400	H28.4.1 ～H29.3.31			

種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間
建物	0.5㎡以上 1㎡未満 11箇所	大阪府立労働 センター 自動販売機設 置	4,999,960	H28. 4. 1 ～H29. 3. 31
建物	0.5㎡以上 1㎡未満 10箇所	大阪府立労働 センター 自動販売機設 置	4,601,340	H28. 4. 1 ～H29. 3. 31

計 13件

2 普通財産の貸付について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。

種別	貸付数量 (㎡)	貸付目的	年間貸付料 (円)	貸付期間
土地	6,359.01	あいりん労働福祉 センター 日雇労働者の福利厚生	7,133,800	注1) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31
建物	3,614.88	あいりん労働福祉 センター 日雇労働者の福利厚生	788,610	注2) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31
土地	859.67	元あいりん労働公共 職業安定所西成分室 ホームレス就業支援対策	免除 (無償貸付)	注3) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31
建物	696.64	元あいりん労働公共職業 安定所西成分室 ホームレス就業支援対策	免除 (無償貸付)	注4) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31
土地	824.80	元臨時夜間緊急避難所 ホームレス就業支援対策	免除 (無償貸付)	注5) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31

計 5件

注1)、注2)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H25. 4. 1～H26. 3. 31」のまま放置されていた。

注3)、注4)、注5)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H23. 4. 1～H24. 3. 31」のまま放置されていた。

3 借用財産について、公有財産台帳の更新登録を行っていないもの及び借用数量の登録に誤りがあるものがあった。

(更新登録を行っていないもの)

種別	所在地	借用数量 (㎡)	賃借料 (円)	借用目的	借用期間
土地	吹田市千里 万博公園23-17 (オサカサンプレス)	17,253.96	96,622,200	宿泊健康増進 施設敷地	H27.4.1 ~H28.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「H26.4.1~H27.3.31」のまま放置されていた。

(借用数量の登録に誤りがあるもの)

種別	所在地	借用数量 (㎡)	賃借料 (円)	借用目的	借用期間
建物	大阪市中央区 石町2-5-3 (大阪府立労働 センター南館)	正) 1,266.59 誤) 1,320.04	41,612,496	南ホール 及び講習室	H15.11.1 ~継続中

※ 公有財産台帳では借用数量が、「1,320.04㎡」と登録されていた。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局監査:平成28年6月22日から同年7月15日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
商工労働部 雇用推進室 就業促進課	<p>行政財産の使用許可を行っているが、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 527 1394 779"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量 (㎡)</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料 (円)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>127.64</td> <td>大阪府立 労働センター 事務室等</td> <td>1,475,920</td> <td>H28. 4. 1 ~H29. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間	建物	127.64	大阪府立 労働センター 事務室等	1,475,920	H28. 4. 1 ~H29. 3. 31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。</p> <p>今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。</p>
種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間									
建物	127.64	大阪府立 労働センター 事務室等	1,475,920	H28. 4. 1 ~H29. 3. 31									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月22日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
商工労働部 雇用推進室 人材育成課	<p>普通財産の貸付について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。</p> <p>注1)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H24. 4. 1～H25. 3. 31」のまま放置されていた。注2)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H23. 9. 1～H24. 3. 31」のまま放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 638 1463 999"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量 (㎡)</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料 (円)</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>2,158.83</td> <td>大阪府港湾教育 訓練センター 事務所等</td> <td>免除 (無償貸付)</td> <td>注1) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>334.40</td> <td>元 大阪地域職業 訓練センター敷地 駐車場用地</td> <td>955,900</td> <td>注2) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量 (㎡)	貸付目的	年間貸付料 (円)	貸付期間	建物	2,158.83	大阪府港湾教育 訓練センター 事務所等	免除 (無償貸付)	注1) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31	土地	334.40	元 大阪地域職業 訓練センター敷地 駐車場用地	955,900	注2) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳の更新登録を行った。</p> <p>今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。</p>
種別	貸付数量 (㎡)	貸付目的	年間貸付料 (円)	貸付期間														
建物	2,158.83	大阪府港湾教育 訓練センター 事務所等	免除 (無償貸付)	注1) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31														
土地	334.40	元 大阪地域職業 訓練センター敷地 駐車場用地	955,900	注2) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局監査:平成28年6月22日から同年7月15日まで)